



平成 30 年 12 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社一六堂  
代 表 者 名 代表取締役社長 柚原 洋一  
(コード番号:3366 東証 第一部)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長兼財務経理部長  
大木 貞宏  
(電話番号 03-3510-6116)

(変更)「臨時株主総会のための基準日設定に関するお知らせ」の一部変更について

当社は、平成 30 年 12 月 20 日付で「臨時株主総会のための基準日設定に関するお知らせ」を公表いたしました。本日、会社法第 370 条による決議（取締役会の決議に代わる書面決議）により、平成 31 年 2 月開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）のための基準日を変更することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 【変更箇所】（変更箇所につきましては、下線で表示しております。）

(変更前)

##### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、平成 31 年 1 月 6 日（日曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主とし、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 平成 31 年 1 月 6 日（日曜日）
- (2) 公告日 平成 30 年 12 月 21 日（金曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://www.ichirokudo.com/assets/pdf/lower/ir/kijyunbi20181221.pdf>

(変更後)

##### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、平成 31 年 1 月 10 日（木曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主とし、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 平成 31 年 1 月 10 日（木曜日）
- (2) 公告日 平成 30 年 12 月 26 日（水曜日）

(3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://www.ichirokudo.com/assets/pdf/lower/ir/kijyunbi20181226.pdf>

## 2. 変更の理由

当初の基準日設定が年末年始をはさみ、総株主通知実施のための十分な日程を確保できていなかったため。

以上